

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①のうち、昭和21年4月1日から同年6月23日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年6月23日とし、当該期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。
- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C出張所における資格取得日に係る記録を昭和27年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から22年2月1日まで
② 昭和27年6月1日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、両申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①については、陸軍に応召中及び復員後の期間であるが、A社から給与の支払いを受け、厚生年金保険料を控除されていた。

申立期間②については、A社D支店から同社C出張所へ異動した時期であり、同社には継続して勤務していた。

両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、E県健康福祉部が発行する軍歴証明書により、申立人が昭和16年10月7日に陸軍に臨時召集され、21年6月23日に召集解除された軍歴が確認できるが、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者

名簿では、申立人は、同社において同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっている。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難いことから、申立人は召集解除時まで被保険者の資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、軍歴証明書において確認できる召集解除日の昭和21年6月23日とすることが妥当である。

また、昭和21年4月及び同年5月の標準報酬月額については、同年3月の前述の被保険者名簿の記録から90円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和21年6月23日から22年2月1日までの期間について、当該期間の前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、B社が提出した、「昭和21年12月 A社職員名簿」において、申立人は他の6人とともに「待機者」として掲載されていることが確認でき、このうち、年金記録により氏名及び生年月日が確認できる申立人を含む4人については、いずれも当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、申立人は、この時点では復員後にいずれの支店、出張所等にも所属していなかったものと考えられる。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社D支店から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が、申立人の前任のC出張所長として名前を挙げる被保険者の資格喪失日は、昭和27年6月1日であることが同被保険者名簿により確認できることから、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和27年7月の前述の被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和33年5月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月1日から31年8月1日まで
② 昭和33年4月27日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人に係る在職証明書及び人事記録（人事原簿・労働者名簿）並びに事業主の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和33年5月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和33年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る届出について、誤った資格喪失日を社会保険事務所（当時）に提出し、申立期間②に係る厚生年金保険料についても納付してい

ないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A社から提出された申立人に係る在職証明書及び人事記録（人事原簿・労働者名簿）から判断すると、申立人は、昭和 30 年 9 月 1 日から 31 年 8 月 1 日まで病気により休職しているものの、申立期間①に同社に継続して在籍していることが認められる。

しかしながら、A社が提出した現在の就業規則（給与規定）では、業務外の傷病により長期間にわたり欠勤する場合は、6か月以内の療養の欠勤を認め、同期間中の給与は支給するが、同期間を超えて欠勤する場合は休職とし、給与は不支給とする旨規定されている。

また、A社の総務責任者は、「申立期間①当時の関係資料を保存していないので、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認できず、休職者についての取扱いも不明である。」と回答している上、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からも申立人が当該期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことについての供述が得られないことから、申立人の休職期間中における厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 30 年 9 月 1 日となっていること、及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の同資格の取得日は 31 年 8 月 1 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月23日から同年7月1日まで

私の夫は、A社に入社以来、平成5年12月31日に定年退職するまで継続して勤務したが、昭和39年7月頃、同社本社から同社B支店へ転勤になった時の厚生年金保険被保険者記録に、1か月の欠落が生じている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社本社の回答、同社が保管している人事記録及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社本社は「当社では人事の手続に関して手違いが生じないように、原則として、異動日や役職の任命日等は、月の1日付けで行うことを通常の手続きとしている。」と回答しており、複数の同僚に係るオンライン記録において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日や同資格の喪失日等から判断すると、申立人が同社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和39年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和

39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「根拠となる資料が無いので、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年1月から同年9月までは47万円、同年10月から5年2月までは50万円、同年3月から8年9月までは56万円、同年10月から9年10月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から9年11月19日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、年金事務所の標準報酬月額に係る記録が実態と異なる金額に訂正されており、私はその訂正の経緯について何も知らない。A社において、私はB業務長やC統括業務長等を歴任したものの、社会保険の手続には全く関わっていなかった。

給料振込口座である預金通帳の写しを添付するので、申立期間における標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によれば、当初、平成4年1月から同年9月までは47万円、同年10月から5年2月までは50万円、同年3月から8年9月までは56万円、同年10月から9年10月までは59万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年11月19日以降の同年12月26日付けで、4年1月から9年10月までを遡及して15万円に引き下げている上、申立人と同様に標準報酬月額の記録が遡って減額処理されている者は、申立人のほかに5人確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本の記録から、申立期間当時、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の同僚は、「申立人はB業務担当の取締役だった。年金手続に係る仕事はしていなかった。」と供述しており、申立人は、社会保険事務処理に係る権限を有しておらず、前述の減額処理

に關与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年1月から同年9月までは47万円、同年10月から5年2月までは50万円、同年3月から8年9月までは56万円、及び同年10月から9年10月までは59万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 21 日から 52 年 2 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされている。

脱退手当金の支給日は、昭和 52 年 4 月 6 日となっているが、A社を退職後、当該支給日以前に結婚して住所及び姓が変わっており、同社には住所及び姓が変わったことを知らせていない。

脱退手当金という制度があることも知らず、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 52 年 4 月 6 日に支給決定されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 9 年後の昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者として加入するまでの間、公的年金制度に加入した記録が見当たらず、退職時において、将来、年金を受給する明確な意思を有していたとは考え難い。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。